

令和2年度 第1回たつの市地域公共交通会議 次 第

1 協議事項

- (1) 令和元年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (P2～P7)

- (2) 令和2年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について (P8～P11)

- (3) たつの市地域公共交通網形成計画の令和元年度実施状況の確認及び評価・検証について (P12～P16)

- (4) 令和2年度たつの市地域公共交通網形成計画推進事業(案)の実施について (P17～P18)
 - ① 公共交通利用実態調査の実施について
 - ② モビリティ・マネジメント(MM)の実施について

- (5) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の策定について (P19～P31)

- (6) 佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録に係る承認について (P32～P34)

2 その他

- (1) 超小型モビリティの実証実験について (P35～P36)

令和2年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備考
1	会長	○	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	満 田 邦 弘	
2	副会長	○	市民団体代表	たつの市連合婦人会	会 計	下 房 仁 美	
3	監事	○	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	井 上 末 ・	新規
4			市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	木 津 眞 人	
5			市民団体代表	たつの市商工会	副会長	勝 間 一 博	
6			市民団体代表	たつの市PTA協議会	副会長	高 田 靖 之	新規
7			市民代表	公募委員（龍野）	－	栗 川 昭 夫	
8	監事		市民代表	公募委員（新宮）	－	橋 本 芳 行	
9			市民代表	公募委員（揖保川）	－	横 家 伸 一	
10			市民代表	公募委員（御津）	－	塚 本 敏 昭	
11			交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	池 田 広 幸	
12		○	交通事業者職員	株式会社ウエスト神姫	営業課長	正 木 崇 史	新規
13			交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 神戸支社	総務企画課長	秋 山 秀 則	
14			公益社団法人兵庫県バス協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	水 田 節 男	
15		○	交通事業者職員兼一般社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 （赤とんぼ交通株式会社）	理事 (代表取締役)	河 合 利 宜	
16			一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	濱 田 崇 広	
17			国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸 企画専門官	田 橋 一	新規
18			国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	竹 内 浩 二	
19			兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長の指名する者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	大 川 豊 成	
20			兵庫県関係行政機関職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	木 村 圭 祐	
21			兵庫県たつの警察署長の指名する者	たつの警察署	交通課長	古 津 和 久	新規
22			交通会議の運営に必要と認める者	たつの市議会	経済建設 常任委員会 委員長	堀 讓	新規
23			たつの市関係機関職員	たつの市	副市長	井 上 彰 悟	
24			たつの市関係機関職員	たつの市健康福祉部	部 長	富 井 静 也	
25			たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	梶 本 秀 人	

(順不同)

令和元年度 事業報告及び歳入歳出決算報告について

令和元年度 たつの市地域公共交通会議 事業報告

1 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の運行

市内での買い物や通院等の日常生活における移動を支えるとともに、鉄道やバスまでの移動手段を確保する支線としての役割を担う市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を市内全域で運行した。（利用状況の詳細については別冊のとおり）

・主な改善事項

令和元年9月1日 介護施設を目的地として追加

・市民乗り合いタクシーの利用状況（平成31年4月～令和2年3月）

運行日数 (日)	居住地別利用者数(人)							1日平均 利用者数 (人)
	新宮	龍野東	龍野西	揖保川	御津	市外	合計	
292	13,255	20,825	15,729	8,551	9,956	117	68,433	234.4

2 コミュニティバスの運行

市内の交流を支える幹線としての役割を担うコミュニティバスを運行し、ICカードによる料金支払いシステムが利用者に浸透するよう普及啓発に努めるとともに、車両の老朽化に伴い新車両を導入し、乗車環境の快適性向上に努めた。（利用状況の詳細については別冊のとおり）

・主な改善事項

令和元年10月1日 車両の老朽化による新車両の導入 「さくら」→「赤とんぼ3号」

・コミュニティバスの利用状況（平成31年4月～令和2年3月）

運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均乗車 人数(人)	1便平均乗車 人数(人)	ICカード 利用人数(人)	ICカード 利用率(%)
293	67,285	229.6	12.1	20,107	29.9

3 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行

光都を経由して本市と上郡町を結ぶ播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス（愛称：「てくてくバス」）を運行し、ICカードによる料金支払いシステムを導入することにより、速達性や利便性、効率性の向上に努めた。（利用状況の詳細については別冊のとおり）

・主な改善事項

令和元年10月1日 ICカードによる料金支払いシステムを導入

・播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況（平成31年4月～令和2年3月）

運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均乗車 人数(人)	1便平均乗車 人数(人)	ICカード 利用人数(人)	ICカード 利用率(%)
293	2,465	8.4	1.7	469	35.5(※)

※ICカード利用率は、ICカード利用人数をシステムが導入された10月1日以降の乗車人数(1,321人)で除した数値

4 公共交通利用実態調査の実施

コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、利用者の満足度や利用意向を調査することにより、今後の運行内容の改善・充実に向けた基礎資料とした。

	コミュニティバス 利用者アンケート調査	市民乗り合いタクシー 利用者ヒアリング調査
調査対象者	コミュニティバス利用者 (配布 303 人・回収 114 人)	市民乗り合いタクシー利用者 (380 人)
調査日	平 日：令和元年 9 月 10 日（火） 休 日：令和元年 9 月 14 日（土）	平 日：令和元年 9 月 10 日（火） 休 日：令和元年 9 月 14 日（土）
調査方法	アンケート調査票の配布（調査員が 車内で配布、後日郵送で回収）	利用者へのヒアリング (調査員が車内でヒアリング)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 調査当日の利用状況 昨年度と比べた利用状況の変化 コミュニティバスに対する満足度 コミュニティバスに対する意見、 要望 公共交通全体に対する満足度 	<ul style="list-style-type: none"> 調査当日の利用状況 昨年度と比べた利用状況の変化 市民乗り合いタクシーに対する満 足度 市民乗り合いタクシーに対する意 見、要望 公共交通全体に対する満足度

5 モビリティ・マネジメント（MM）の実施

たつの市地域公共交通網形成計画における計画目標 3「地域と一体となって育てる」を達成するため、市内の小中学生を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施した。

	中学生を対象とした モビリティ・マネジメント（MM）	小学生を対象とした モビリティ・マネジメント（MM）
実施対象者	たつの市立龍野西中学校の生徒 (1 年生：151 人)	たつの市立揖西東小学校の児童 (4 年生：48 人)
実施日	令和元年 11 月 15 日（金）	令和元年 11 月 22 日（金）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用に対する意識の醸成 を目的として、生徒を対象とした 「動機付け冊子」の説明、「移動プ ラン」の作成、コミュニティバスの 体験乗車会を実施 保護者を対象とした「事後アンケ ート調査」を実施し、公共交通の利用 状況の変化を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用に対する意識の醸成 を目的として、児童を対象とした 「動機付け冊子」の説明、「交通す ごろく」の実施、コミュニティバス の体験乗車会を実施 保護者を対象とした「事後アンケ ート調査」を実施し、公共交通の利用 状況の変化を把握

6 会議の開催状況

開催年月日	会議名	内容
令和元年6月12日	第1回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	(1)平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (2)令和元年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について (3)たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について (4)たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ①公共交通利用実態調査の実施について ②モビリティ・マネジメント(MM)の実施について (5)市民乗り合いタクシー運行管理業務委託事業者の変更及び令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の改正(案)について (6)令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の策定について
令和元年6月24日	第1回たつの市地域公共交通会議	(1)平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (2)令和元年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について (3)たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について (4)たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ①公共交通利用実態調査の実施について ②モビリティ・マネジメント(MM)の実施について (5)市民乗り合いタクシー運行管理業務委託事業者の変更及び令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の改正(案)について (6)令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の策定について

令和2年2月5日	第2回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について (2) コミュニティバス運行ルート及びバス停の新設、ダイヤ改正（案）について (3) 市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について (4) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について (5) モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について <ul style="list-style-type: none"> ① 中学生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について ② 小学生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について
令和2年2月17日	第2回たつの市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について (2) コミュニティバス運行ルート及びバス停の新設、ダイヤ改正（案）について (3) 市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について (4) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について (5) モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について <ul style="list-style-type: none"> ① 中学生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について ② 小学生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について

令和元年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出決算書

(収入)

(単位:円)

区分			予算額	収入済額	比較増減	説明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	81,837,000	73,947,000	△ 7,890,000	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	7,459,000	15,349,000	7,890,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 15,349,000円
繰越金	繰越金	繰越金	5,273,960	5,273,960	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	40	103	63	預金利息
計			94,570,000	94,570,063	63	

(支出)

(単位:円)

区分			予算額	支出済額	予算残額	説明
款	項	目				
	会議費	会議費	364,000	301,270	62,730	委員出席謝礼 301,270円
運営費	事務費	事務費	5,010,000	4,386,336	623,664	旅費 7,380円 事務用品 761,647円 会議賄 31,990円 印刷製本費 1,548,920円 郵送料 371,774円 電話・インターネット通信料 804,395円 IP無線等リース料 386,208円 IP無線通信料 474,022円
事業費	事業費	事業費	89,196,000	82,762,100	6,433,900	デマンド交通運行業務 運行管理業務委託 59,103,264円 オペレーター雇用 13,829,346円 運行システム 6,033,610円 地域公共交通網形成計画推進業務 計画推進業務委託 3,795,880円
計			94,570,000	87,449,706	7,120,294	

収入合計

94,570,063

—

支出合計

87,449,706

=

差引(次年度繰越)

7,120,357

監 査 報 告 書

令和2年5月27日

たつの市地域公共交通会議会長 様

たつの市地域公共交通会議

監事 重 本 文 夫 

監事 橋 本 芳 行 

令和元年度たつの市地域公共交通会議会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 令和2年5月27日（水）午前10時～
- 2 実施場所 たつの市役所2階 202会議室
- 3 所 見 令和元年度の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿を監査した結果、たつの市地域公共交通会議会計は適正に処理されていることを認めます。

令和2年度 事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

令和2年度 たつの市地域公共交通会議 事業計画（案）

1 市民乗り合いタクシー、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの運行

市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を市内全域で運行し、公共交通空白地域を解消するとともに、鉄道・バスでは対応が難しいきめ細かな交通需要へ対応する。

また、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況に応じて、運行内容の見直しを行い、鉄道、路線バス、コミュニティバス、圏域バス、市民乗り合いタクシーが相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築する。

特に、コミュニティバスについては、令和跨線橋ルートを新設し、1日の運行便数を19便から25便に増便することにより、更なる利便性向上を目指す。

2 たつの市地域公共交通網形成計画の推進

たつの市地域公共交通網形成計画に掲げる基本理念、計画目標の実現に向けて、モビリティ・マネジメントをはじめとした各施策を実施するとともに、達成状況の確認、評価・検証を行う。

主な計画内容

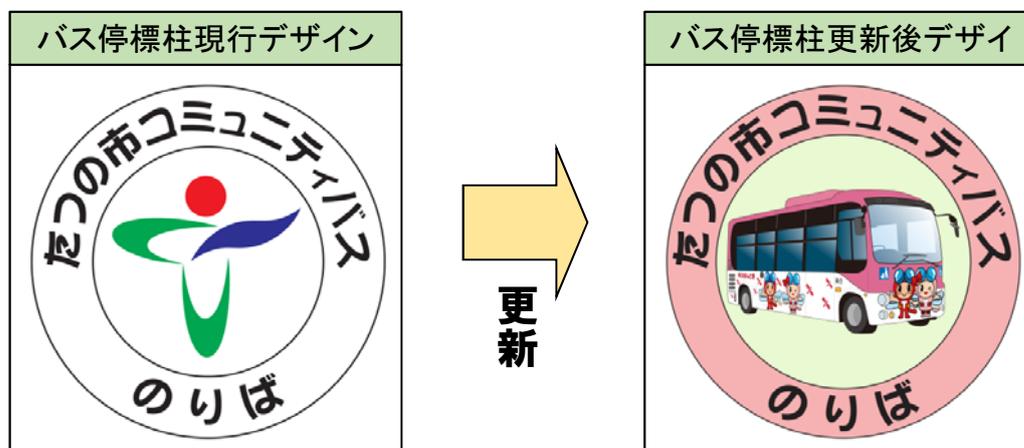
実施時期	項目	内容
令和2年4月1日	コミュニティバス運行ルート及びバス停の新設、ダイヤ改正を実施	・令和跨線橋の供用開始に伴い、8箇所のバス停と令和跨線橋ルートを新設し、1日の運行便数を19便から25便に増便する。既存のルートについては、定時性を確保するため、運行実態に即したダイヤ改正を行い、利用者の更なる利便性向上を目指す。
令和2年4月10日	総合時刻表・ポケット時刻表改訂版を発行	・総合時刻表「たつの市おでかけ時刻表」とポケット時刻表「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」を各公共交通機関のダイヤ改正に合わせて改訂し発行する。
令和2年4月～ (随時)	モビリティ・マネジメント（市民対象説明会）の実施	・市民からの要望により市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用説明会を実施し、制度の説明と公共交通利用動機付け冊子の配布、体験乗車会を実施する。

令和2年6月	第1回たつの市地域公共交通会議 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告及び歳入歳出決算報告について ・令和2年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について ・たつの市地域公共交通網形成計画の令和元年度実施状況の確認及び評価・検証について ・令和2年度たつの市地域公共交通網形成計画推進事業(案)の実施について ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の策定について
令和2年8月～10月	モビリティ・マネジメント(市民対象アンケート調査)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地域に居住する65歳以上の方(約20地区・約1,000名)を対象に利用パンフレットの配布とアンケート調査を実施し、公共交通へ転換できる移動方法を地区回覧で例示するとともに、希望される地区には説明会を開催し、公共交通利用意識の醸成を図る。
令和2年9月8日・9月12日	コミュニティバス利用者アンケート調査、市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の運行内容の改善に向けた基礎資料とするため、利用者数データや予約状況データでは把握できない、利用者の満足度や利用意向等のアンケート調査及びヒアリング調査を実施する。
令和2年10月1日	コミュニティバスバス停標柱の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスのバス停標柱について、経年劣化によりバス停として認識しづらくなっているため、全て新たなデザインに更新するとともに、片側標柱となっているバス停のうち可能な箇所(15か所)については両側に標柱を設置し、乗車環境の向上に努める。
令和2年11月	モビリティ・マネジメント(中学生対象)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生を対象に公共交通の利用方法や時刻表の見方等を学ぶ授業、コミュニティバスの体験乗車を実施、保護者を対象にアンケート調査を実施する。
令和3年2月	第2回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・公共交通利用実態調査の結果について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について 他
令和3年2月	第2回たつの市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・公共交通利用実態調査の結果について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について 他

コミュニティバス バス停標柱の更新について

コミュニティバスのバス停標識について、経年劣化によりバス停として認識しづらくなっているため、

全て新たなデザインに更新するとともに、片側標柱となっているバス停のうち可能な箇



バス停名	現柱 標柱 数	更新 後 標柱	備 考	バス停名	現柱 標柱 数	更新 後 標柱	備 考
しんぐう総合センター	1	1	同方向から乗降のため両側標柱の必要なし	新在家南	2	2	
新宮公民館	2	2		アクアホール前	1	2	標柱を両側に設置
播磨新宮駅	1	1	同方向から乗降のため両側標柱の必要なし	揖保川総合支所	1	2	標柱を両側に設置
龍野北高校	2	2		揖保川公民館北	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
越部コミセン前	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可	神戸北山	1	2	標柱を両側に設置
砂子	2	2		ひばりヶ丘	2	2	
井野原	2	2		竜野駅	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
八重垣病院前	2	2		山津屋北	1	2	標柱を両側に設置
越部	2	2		山津屋南	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
船渡	2	2		河内中央	1	1	同方向から乗降のため両側標柱の必要なし
鶯崎	2	2		袋尻	1	2	標柱を両側に設置
東鶯崎公民館前	2	2		大道	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
東鶯崎南	2	2		山下	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
島田	2	2		中臣	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
島田南	2	2		中臣南	2	2	
龍野東中学校前	2	2		西構	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
日飼	2	2		栄	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
本竜野駅	1	1	同方向から乗降のため両側標柱の必要なし	萩原	2	2	
堂本	2	2		市場	1	2	標柱を両側に設置
はつらつセンター前	2	2		市場東	2	2	
四箇	2	2		栄町西	1	2	標柱を両側に設置
龍野橋東詰	2	2		御津北こども園	1	2	標柱を両側に設置
川原町	2	2		中島郵便局	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
日山	2	2		市民病院	2	2	
兵庫県龍野庁舎前	2	2		新町	2	2	
市役所前	2	2		御津文化センター	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
半田	1	2	標柱を両側に設置	御津小学校	1	2	標柱を両側に設置
町屋北口	1	2	標柱を両側に設置	西釜屋	1	2	標柱を両側に設置
町屋	1	2	標柱を両側に設置	黒崎	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可
野田橋	1	2	標柱を両側に設置	新舞子口	1	2	標柱を両側に設置
新在家	1	1	道路幅員狭小のため両側標柱不可	新舞子	1	1	同方向から乗降のため両側標柱の必要なし
				計	91	106	

令和2年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出予算書（案）

(収入)

(単位:円)

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	88,626,000	81,837,000	6,789,000	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	7,459,000	7,459,000	0	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 7,459,000円
繰越金	繰越金	繰越金	7,120,357	5,273,960	1,846,397	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	643	40	603	預金利息
計			103,206,000	94,570,000	8,636,000	

(支出)

(単位:円)

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	364,000	364,000	0	委員出席謝礼 会長 9,100円×1人×4回=36,400円 委員 8,600円×15人×2回=258,000円 WG委員 8,600円×4人×2回=68,800円
	事務費	事務費	5,080,000	5,010,000	70,000	旅費 120,000円 事務用品 800,000円 会議賄 50,000円 印刷製本費 1,775,000円 郵券料 500,000円 電話・インターネット通信料 960,000円 IP無線等リース料 395,000円 IP無線通信料 480,000円
事業費	事業費	事業費	97,762,000	89,196,000	8,566,000	デマンド交通運行業務 運行管理業務委託 69,070,000円 オペレーター雇用 17,670,000円 運行システム 6,820,000円 地域公共交通網形成計画推進業務 計画推進業務委託 4,202,000円
計			103,206,000	94,570,000	8,636,000	

たつの市地域公共交通網形成計画の令和元年度実施状況の確認及び評価・検証について

1 地域公共交通網形成計画に基づく令和元年度の事業実施状況

平成 29 年 3 月に策定された『たつの市地域公共交通網形成計画』（以下、網形成計画とする）に基づく、令和元年度の事業の実施状況は、以下のとおりです。

< 網形成計画に基づく令和元年度の事業実施状況 >

施策の方向性		実施内容	実施状況
1-1	公共交通ネットワークの構築	コミュニティバスの運行改善(バス停の追加、ダイヤ改正等)	実施済
		市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の市内全域運行	実施済
		播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行	実施済
1-2	各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	JR竜野駅周辺整備事業の推進	実施中
		御津総合支所の建て替えに伴うバス・市民乗り合いタクシー乗り継ぎ拠点の整備	実施中
2-1	多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	パーク&ライド及びサイクル&ライド利用による駐車・駐輪料金の助成	実施中
		コミュニティバスへのICカードの導入	実施済
		バス待ち合い環境の改善	実施済
2-2	積極的な公共交通情報の発信	総合時刻表及びポケット時刻表の作成・配布	実施済
		「広報たつの」及び市ホームページにおける公共交通情報の発信	実施中
3-1	公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント(MM)の実施	実施中
		エコ通勤・ノーマイカーデー等の推進	実施中
		JR姫新線・コミュニティバス等における作品展示(龍野北高校総合デザイン科生徒によるJR姫新線路線図の掲示)	実施中
		参加型イベントの実施(市民乗り合いタクシー体験乗車、JR姫新線車内イベント等)	実施中
3-2	福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	「高齢者タクシー事業」及び「障害者福祉タクシー利用料補助事業」の実施	実施中
		「高齢者運転免許証自主返納促進事業」の実施	実施中
		交通拠点周辺におけるバリアフリー化の推進	未実施
		市内のイベント開催時におけるシャトルバスの運行	実施中
		電動自転車レンタル事業「たつのめぐりん」の実施	実施中

2 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標

網形成計画の基本理念『みんなでお出かけできる元気なまち「たつの」』と、これに基づいて定めた「ネットワークをつくる」「連携してまもる」「地域と一体となって育てる」の3つの計画目標の達成状況を定量的に把握するため、「公共交通利用者数の増加」と「公共交通の便利さの満足度の向上」の2つの数値目標を掲げています。

また、上記の計画目標に対応した各施策についても、達成状況を定量的に把握するための評価指標を設定しています。

< 計画全体の評価指標及び数値目標 >

評価指標	現状値 〔平成27年度〕 2015年度	目標値 〔令和3年度〕 2021年度
公共交通利用者数	7,164人/日	7,400人/日
公共交通の便利さの満足度	16.9%	20.0%

< 施策の方向性別の評価指標及び数値目標 >

計画目標	施策の方向性	評価指標名	現状値 〔平成27年度〕 2015年度	目標値 〔令和3年度〕 2021年度
1. ネットワークをつくる	1-1 公共交通ネットワークの構築	コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数	80,303人/年 ※コミュニティバス のみの利用者数	110,000人/年
	1-2 各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809人/日	5,980人/日
2. 連携してまもる	2-1 多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数	83人/年	100人/年
		コミュニティバスにおけるICカード利用者数	0人/年	3,500人/年
	2-2 積極的な公共交通情報の発信	たつの市ホームページ交通関連ページ閲覧人数	22,558人/年	31,000人/年
3. 地域と一体となって育てる	3-1 公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント(MM)参加人数	400人/年	1,150人/年
		高齢者タクシー利用料助成件数	1,355件/年	1,600件/年
		障害者福祉タクシー利用料助成件数	204件/年	250件/年
	3-2 福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数	157件/年	340件/年

3 計画の数値目標及び施策の方向性別評価指標の達成状況の評価・検証

「2. 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標」で示した各数値目標について、網形成計画策定後の年度別実績値と、昨年度（令和元年度）における目標達成率を整理し、網形成計画の達成状況を把握します。

(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証

計画全体の目標としては「公共交通利用者数」と「公共交通の便利さの満足度」を定めていますが、このうち「公共交通の便利さの満足度」については、令和3年度に実施予定の市民全体を対象としたアンケート調査で把握することとしているため、ここでは「公共交通利用者数」の達成状況を確認します。

各公共交通の利用実績及び目標達成率は以下に示すとおりです。公共交通全体の利用者数は、平成30年度に引き続き、昨年度（令和元年度）においても目標値を達成しています。

市民乗り合いタクシーについては、令和元年9月に介護施設を目的地に追加するとともに、利用方法に関する出前講座を継続的に実施しており、前年度（平成30年度）と比べて利用者数が大きく増加し、目標達成率は98%となっています。

また、JR山陽本線とコミュニティバスの利用者数も、前年度（平成30年度）と比べて増加しています。このうちコミュニティバスについては、令和2年4月に「令和跨線橋ルート」の新設による増便を行っており、利用者数は更に増加すると見込まれます。

＜ 計画全体の数値目標（公共交通利用者数）の達成状況 ＞

公共交通機関		平成27年度 (2015年度) 現状値 (計画に記載)	平成28年度 (2016年度) 実績値	平成29年度 (2017年度) 実績値	平成30年度 (2018年度) 実績値	令和元年度 (2019年度) 実績値	令和3年度 (2021年度) 目標値 (計画に記載)	令和元年度 (2019年度) 目標達成率
JR姫新線		3,640人/日	3,690人/日	3,752人/日	3,784人/日	3,730人/日	3,750人/日	99%
JR山陽本線		2,169人/日	2,177人/日	2,172人/日	2,165人/日	2,204人/日	2,230人/日	99%
路線バス		1,082人/日	1,131人/日	1,100人/日	1,050人/日	1,046人/日	1,040人/日	101%
コミュニティバス	南北連結ルート	140人/日	156人/日	205人/日	217人/日	230人/日	140人/日	164%
	その他ルート	133人/日	109人/日	—	—	—	—	—
播磨科学公園都市圏域 定住自立圏 圏域バス		—	3人/日	4人/日	6人/日	8人/日	—	—
市民乗り合いタクシー		—	42人/日	151人/日	199人/日	234人/日	240人/日	98%
合 計		7,164人/日	7,308人/日	7,384人/日	7,421人/日	7,452人/日	7,400人/日	101%

(2) 施策の方向性別の数値目標の達成状況の評価・検証

① 計画目標1「ネットワークをつくる」における達成状況

計画目標1「ネットワークをつくる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、「コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数」は目標値を達成し、「市内鉄道駅乗車人数」も目標値に近い達成状況となっています。

市民乗り合いタクシーについては、「(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証」で示したとおり目標達成率が98%となっており、引き続き利用促進に関する取り組みを進めることで目標値の達成を目指します。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標1「ネットワークをつくる」） >

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和元年度 (2019年度)
		現状値 (計画に記載)	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値 (計画に記載)	実績値 目標達成率
1-1 公共交通ネットワークの構築	コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数	80,303人/年 ※コミバスのみ	80,555人/年	104,411人/年	121,352人/年	135,718人/年	110,000人/年	123%
1-2 各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809人/日	5,867人/日	5,924人/日	5,949人/日	5,934人/日	5,980人/日	99%

② 計画目標2「連携してまもる」における達成状況

計画目標2「連携してまもる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、いずれの評価指標も目標値を達成していますが、通勤・通学者を対象としたJR姫新線利用時の駐車・駐輪料金の助成人数は、前年度（平成30年度）と比べて減少しています。その理由として、駅周辺の駐車場を利用している通勤者の多くが申請を終え、助成期間（12か月）を満了したために、新規の申請者が減少していることが挙げられます。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標2「連携してまもる」） >

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和元年度 (2019年度)
		現状値 (計画に記載)	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値 (計画に記載)	実績値 目標達成率
2-1 多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数	83人/年	87人/年	163人/年	198人/年	164人/年	100人/年	164%
	コミュニティバスにおけるICカード利用者数	0人/年	0人/年	4,022人/年	14,177人/年	20,107人/年	3,500人/年	574%
2-2 積極的な公共交通情報の発信	たつの市ホームページ交通関連ページ閲覧人数	22,558人/年	30,745人/年	34,505人/年	35,184人/年	46,296人/年	31,000人/年	149%

※平成29年度のICカード利用者数は、平成29年10月～平成30年3月の6ヵ月間の実績値を集計

③ 計画目標 3 「地域と一体となって育てる」における達成状況

計画目標 3 「地域と一体となって育てる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、「運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数」が目標値を達成しています。高齢ドライバーによる交通事故が社会問題として注目されている中で、運転免許証自主返納に関する情報の周知・浸透により、自主返納に伴う公共交通利用への転換が進んでいると考えられます。

一方で、「モビリティ・マネジメント（MM）参加人数」の目標達成率は 83% となっています。「令和 2 年度たつの市地域公共交通網形成計画推進事業（案）の実施について」に記載している市民・中学生を対象としたMMの実施や、公共交通の利用方法に関する出前講座の継続的な実施により、目標達成を目指します。

また、「障害者福祉タクシー利用料助成件数」の目標達成率も 80% とやや低いため、障害者の方が公共交通を利用して積極的に参加できるイベントの企画等によって、助成件数の増加を図る必要があります。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標 3 「地域と一体となって育てる」） >

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和元年度 (2019年度)
		現状値 (計画に記載)	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値 (計画に記載)	実績値 目標達成率
3-1 公共交通利用に対する 市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント (MM)参加人数	400人/年	346人/年	1,325人/年	1,993人/年	951人/年	1,150人/年	83%
3-2 福祉・観光と公共 交通が一体となった まちづくりの推進	高齢者タクシー利用料 助成件数	1,355件/年	1,406件/年	1,441件/年	1,476件/年	1,487人/年	1,600件/年	93%
	障害者福祉タクシー 利用料助成件数	204件/年	204件/年	195件/年	196件/年	200人/年	250件/年	80%
	運転免許証自主返納 によるコミュニティバス 無料定期券及び市民 乗り合いタクシー乗車券 申請件数	157件/年	163件/年	268件/年	258件/年	355人/年	340件/年	104%

令和2年度 たつの市地域公共交通網形成計画推進事業（案）の実施について

① 公共交通利用実態調査の実施について

コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、利用者の満足度や利用意向を調査するとともに、公共交通に対するニーズなどを調査することにより、たつの市地域公共交通網形成計画の評価指標である「公共交通の便利さの満足度」を把握し、今後の運行内容の改善・充実に向けた基礎資料とします。

＜ 公共交通利用実態調査 実施概要（案） ＞

	コミュニティバス利用者 アンケート調査	市民乗り合いタクシー利用者 ヒアリング調査
調査目的	利用者数データや予約状況データ（市民乗り合いタクシーのみ）では把握できない、利用者の満足度や利用意向等を調査し、今後の運行内容の改善に向けた基礎資料とする。	
調査日 (予定)	平日（1日間）：令和2年9月8日（火） 土曜日（1日間）：令和2年9月12日（土）	
調査対象	コミュニティバス運行路線 (全25便)	市民乗り合いタクシー運行区域 (全5区域)
調査方法	コミュニティバス利用者へのアンケート調査票の配布 (調査員が車内で配布、後日郵送で回収)	市民乗り合いタクシー利用者へのヒアリング (調査員が車内でヒアリング)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査当日の利用状況 ・ 昨年度と比べた利用状況の変化 ・ コミュニティバス及び公共交通全体に対する満足度 ・ コミュニティバスに対する意見・要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査当日の利用状況 ・ 昨年度と比べた利用状況の変化 ・ 市民乗り合いタクシー及び公共交通全体に対する満足度 ・ 市民乗り合いタクシーに対する意見・要望

② モビリティ・マネジメント（MM）の実施について

たつの市地域公共交通網形成計画に掲げる計画目標 3「地域と一体となって育てる」を達成するための事業として、市民乗り合いタクシーをはじめ公共交通の利用が進んでいない地区にお住まいの方や、市民乗り合いタクシー等の利用方法の説明を希望される地区にお住まいの方、市内の中学生を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施します。

【モビリティ・マネジメント（MM）とは】

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組み。

< モビリティ・マネジメント（MM）実施概要（案） >

	市民を対象としたMM		中学生を対象としたMM
	アンケート調査の実施	説明会の実施	
対象者	市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区にお住まいの 65 歳以上の方 (約 20 地区・約 1,000 名)	市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法の説明を希望される地区の住民	たつの市立新宮中学校の生徒 (1 年生 約 100 名) 及びその保護者 (予定)
実施日	令和 2 年 8 月～10 月 (予定)	随 時	令和 2 年 11 月 (予定)
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象地区にお住まいの 65 歳以上の方に対するアンケート調査を実施 アンケート結果の回覧及び希望される地区には市民乗り合いタクシー利用説明会を実施 ⇒アンケートの回答を通じて、市民乗り合いタクシーへの要望や改善点等を把握する。また、アンケート結果の回覧や利用説明会を通じて、日常の移動において市民乗り合いタクシーをはじめとした公共交通を利用してもらう意識を醸成する。	<ul style="list-style-type: none"> 市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法の説明を希望される地区にお住まいの方を対象に、以下の取組を実施 ①公共交通利用のメリット等を記載した「公共交通利用動機付け冊子」を配布・説明 ②総合時刻表を使い、市内の各公共交通機関を紹介 ③市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法を説明 ④体験乗車会を実施 (通常運行に支障のない範囲で) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の中学生を対象として以下の内容の取組を実施 ①公共交通利用のメリット等を記載した「公共交通利用動機付け冊子」を配布・説明 ②あらかじめ設定した区間について公共交通を利用して移動する「移動プラン」を作成 ③コミバス体験乗車会を実施 ④保護者を対象とした事後アンケート調査を実施 ⇒今後、公共交通を利用してもらう世代である中学生に、公共交通を利用する楽しさやメリット等を意識付けするとともに、事後アンケート調査の回答を通じて、鉄道やバス、市民乗り合いタクシー等の利用意向や利用状況に変化があったかを把握する。

令和3年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和2年6月

（名 称） たつの市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称	
令和3年度たつの市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>人口減少や少子高齢化、車社会の進展により、路線バスをはじめとした公共交通を利用する者は年々減少を続けており、日常生活を送るうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。</p> <p>特に車を運転できない交通弱者と言われる、高齢者・障害者等にとって、外出しやすく移動しやすい公共交通網となるよう、平成29年3月に、たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、全ての交通モードが相互に連携した地域公共交通網の再編を行った。</p> <p>地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持活性化を図るとともに、バス空白地域へのデマンド交通導入により、交通不便地域・交通空白地の移動手段を確保する。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果	
（1）事業の目標	
年度	目標
令和3年度	1日当たりの利用者数を200人とし、1時間1便当たり（片道）の乗合率を1.25以上とする。 （ $1.25 \times 8 \text{ 便} \times 2 \text{ (1 往復)} \times 10 \text{ 台} = 200 \text{ 人}$ ）
令和4年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。
令和5年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。
（2）事業の効果	
<p>デマンド型交通（市民乗り合いタクシー）を運行することにより、バス交通空白地域の解消を図り、高齢者・障害者等の交通弱者の通院・買物の移動手段を確保することができるのと同時に、中心市街地の賑わいを創出し、外出する機会の増加に伴う健康増進に寄与する。</p>	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
（1）事業	
<p>利用パンフレットを作成・配布するとともに市広報誌に定期的に関連記事を掲載する等、利用促進策を展開する。また、地域に出向いて説明会や体験乗車を実施し、乗り合いタクシーの周知に努める。さらに、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施する。</p>	
（2）実施主体	
たつの市地域公共交通会議（活性化再生法定協議会）	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	
表1のとおり	
（1）運行区域	
①新宮区域、②龍野東区域、③龍野西区域、④揖保川区域	

①のうち、越部地区は②の指定された目的地に行くことができる。

②～④は指定された目的地に相互に行き来することができる。

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗合で区域内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型市民乗り合いタクシーとする。

(3) 目的地

①交通結節点（駅・バス停留所）

②医療・福祉施設（病院、歯科医院、接骨院、鍼灸治療院、介護施設等）

③金融機関（銀行、信用金庫、農協、郵便局等）

④商業施設（スーパーマーケット、大型小売店等）

⑤公共施設（市役所、公民館、学校園等）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・12月29日～1月3日は運休）

①8:00～②9:00～③10:00～④11:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(5) 利用料金

○大人（中学生以上）1回乗車 400円、保護者の引率の下にある小学校就学前の児童 無料

※以下の区分に該当する者は200円

①小学生

②満65歳以上の者

③小学校就学前の児童1人につき引率する保護者1人

④身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者

⑤兵庫県が定める療育手帳制度要綱の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者

⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑦介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定を受けた者

⑧介護保険法第32条の規定に基づく要支援認定を受けた者

⑨第1種身体障害者、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者1人につき同乗する介助者1人

⑩母子保健法第16条の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けている者であって、妊娠中である者

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

(7) 運行台数

10人乗りワゴン車：10台

(8) 運行予定者

市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。

① 新宮区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）

② 龍野東区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）、龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

③ 龍野西区域：龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

④ 揖保川区域：龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
たつの市からの負担金を受けたたつの市地域公共交通会議が事業実施主体となり、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた費用を運行委託料として運行事業者へ支出
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
たつの市地域公共交通会議（活性化再生法定協議会）
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年10月～令和3年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・ 令和3年10月～令和4年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・ 令和4年10月～令和5年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項別 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成27年10月28日 地域公共交通会議を法定協議会に移行
地域公共交通網形成計画の策定について協議
地域公共交通確保維持改善事業 制度概要の説明
- ・平成28年 2月26日 地域公共交通網形成計画素案について協議
- ・平成28年 6月27日 地域公共交通網形成計画素案について協議
地域内フィーダー系統確保維持計画、費用負担等について説明・協議・承認
- ・平成28年11月 8日 デマンド交通市外在住利用対象者及び利用料金について協議
- ・平成29年 2月20日 デマンド交通先行運行の利用実績、登録状況及び利用者ヒアリング調査結果について協議
たつの市地域公共交通網形成計画の策定について協議
- ・平成29年 6月30日 市民乗り合いタクシーの利用状況、目的地の追加、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成29年12月19日 市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、運行事業者の変更及び地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認
- ・平成30年 2月28日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告
市民乗り合いタクシーの評価・検証について協議
- ・平成30年 6月25日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告
市民乗り合いタクシーの予約期限の変更、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成30年12月10日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
- ・令和 元年 6月24日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、運行事業者の変更及び令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認、令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・令和 2年 2月17日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
- ・令和 2年 6月 (書面協議) 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

18. 利用者等の意見の反映状況

平成27年7月に、市内65歳以上の方及び障害者手帳を交付されている方（約23,000人、約15,000世帯）に対し、交通手段に関するアンケート調査を行い、9月には、コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施した。その分析結果を踏まえ、10月28日にたつの市地域公共交通会議を法定協議会に移行し、平成29年3月にたつの市地域公共交通網形成計画を策定した。

利用者代表として、連合自治会・連合婦人会・老人クラブ連合会・公募委員などが法定協議会の構成員として参画しており、アンケート調査項目の作成から、意思決定に携わっている。

【平成27年度】

○交通手段に関するアンケート調査

- ・調査対象：65歳以上の高齢者、障害者手帳を交付されている方 約23,000人 約15,000世帯
- ・調査方法：アンケート返信用封筒を同封し配布
- ・調査期間：平成27年7月3日～21日
- ・回収率：約45%

○コミュニティバス利用者アンケート調査

- ・調査対象：コミュニティバス利用者 235人
- ・調査方法：バスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
- ・調査期間：平成27年9月14日～15日
- ・回収率45%

【平成28年度】

市民乗り合いタクシー先行運行に対する利用者の利用意向や満足度を把握し、今後の運行改善の資料とするため、平成29年2月に市民乗り合いタクシーに調査員が乗り込み、利用者に直接ヒアリング調査を実施した。

○市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシー先行運行区域（新宮・御津区域）利用者 120人
- ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
- ・調査期間：平成29年2月2日～4日（3日間）
- ・回答数：119人（回答率99%）

【平成29年度】

公共交通に対する利用者の利用意向や満足度を把握し、今後の運行改善の資料とするため、平成29年9月にコミュニティバス及び市民乗り合いタクシーに調査員が乗り込みアンケート調査票の配布及び利用者に直接ヒアリング調査を実施した。また、市民乗り合いタクシーの登録者のうち利用をしたことがない方1,500人を対象に公共交通に対する満足度調査を実施した。

○コミュニティバス利用者アンケート調査

- ・調査対象：コミュニティバス利用者 349人
- ・調査方法：コミュニティバスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
- ・調査期間：平成29年9月6日・7日・9日・16日（4日間）
- ・回収数：129人（回収率37%）

○市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシー利用者 427人
- ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
- ・調査期間：平成29年9月6日・7日・9日・16日（4日間）
- ・回答数：427人（回答率100%）

○公共交通の利用に関する住民アンケート調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシー登録者のうち利用したことがない住民 1,500人
- ・調査方法：上記対象者に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
- ・調査期間：平成29年8月28日～9月15日
- ・回収数：1,006人（回収率67.1%）

○小学生対象モビリティ・マネジメント

これから公共交通を利用する世代である市内の小学生を対象として、公共交通の利用に対する意識の醸成を図ることを目的としたモビリティ・マネジメントを実施

- ・実施対象：越部小学校 4 年生 28 人、5 年生 29 人
- ・実施内容：総合時刻表について説明、「交通すごろく」の実施、コミュニティバス体験乗車、保護者対象事後アンケート調査

- ・実施期間：平成 29 年 7 月 10 日 2～3 時間目

【平成 30 年度】

○コミュニティバス利用者アンケート調査

- ・調査対象：コミュニティバス利用者 244 人
- ・調査方法：コミュニティバスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
- ・調査期間：平成 30 年 9 月 8 日・11 日（2 日間）
- ・回収数：101 人（回収率 41%）

○市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシー利用者 316 人
- ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
- ・調査期間：平成 30 年 9 月 8 日・11 日（2 日間）
- ・回答数：316 人（回答率 100%）

○市民乗り合いタクシー利用が進んでいない地区へのアンケート調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区に居住する 65 歳以上の方 2,055 人
- ・調査方法：上記対象者に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
- ・調査期間：平成 30 年 8 月 14 日～8 月 31 日
- ・回収数：703 人（回収率 34.2%）

○中学生対象モビリティ・マネジメント

これから公共交通を利用する世代である市内の中学生を対象として、公共交通の利用に対する意識の醸成を図ることを目的としたモビリティ・マネジメントを実施

- ・実施対象：揖保川中学校 1 年生 101 人、御津中学校 1 年生 89 人
- ・実施内容：総合時刻表について説明、「移動プラン」の作成、コミュニティバス体験乗車、保護者対象事後アンケート調査
- ・実施期間：揖保川中学校：平成 30 年 7 月 13 日 1～4 時間目
御津中学校：平成 30 年 11 月 6 日 1～3 時間目

【令和元年度】

○コミュニティバス利用者アンケート調査

- ・調査対象：コミュニティバス利用者 303 人
- ・調査方法：コミュニティバスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
- ・調査期間：令和元年 9 月 10 日・14 日（2 日間）
- ・回収数：114 人（回収率 38%）

○市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシー利用者 380 人
- ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
- ・調査期間：令和元年 9 月 10 日・14 日（2 日間）
- ・回答数：380 人（回答率 100%）

○中学生、小学生対象モビリティ・マネジメント

これから公共交通を利用する世代である市内の中学生、小学生を対象として、公共交通の利用に対する意識の醸成を図ることを目的としたモビリティ・マネジメントを実施

<ul style="list-style-type: none"> ・実施対象：龍野西中学校 1 年生 151 人、揖西東小学校 4 年生 48 人 ・実施内容：中学生：総合時刻表について説明、「移動プラン」の作成、コミュニティバス体験乗車、保護者対象事後アンケート調査 小学生：総合時刻表について説明、「交通すごろく」の実施、コミュニティバス体験乗車、保護者対象事後アンケート調査 ・実施期間：中学生：令和元年 11 月 15 日 1～5 時間目 小学生：令和元年 11 月 22 日 1～3 時間目

19. 協議会メンバーの構成	
国	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
関係都道府県	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
交通事業者 交通施設管理者等	公益社団法人兵庫県バス協会・神姫バス（株）・（株）ウエスト神姫 神姫バス労働組合・西日本旅客鉄道（株）・たつの警察署 一般社団法人兵庫県タクシー協会
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要 と認める者	たつの市連合自治会・たつの市連合婦人会・たつの市老人クラブ連合会 たつの市観光協会・たつの市商工会・たつの市 PTA 協議会・公募委員・たつの市議会
たつの市	副市長、都市建設部長、健康福祉部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）たつの市龍野町富永 1005 番地 1
（所 属）たつの市地域公共交通会議事務局
（氏 名）根本 聡太郎
（電 話）0791-64-3121
（e-mail）machizukuri@city.tatsuno.lg.jp

- ※5.（表2）及び14.（表7及び表9）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。
- ※5. 及び14. 中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。
- ※7. については、活性化法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。
- ※5.（表2）、9.（表3）及び10.（表4）については、要綱第17条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。
- ※11.（表5）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。
- ※12. ～15. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。
- ※15. については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。
- ※1. ～3.、7. 9. ～10.、12. ～13. 及び16. ～18. については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区 域	新宮 駅	往 復 km	294日	12,936回		①	播磨新宮駅で地域間幹線 系統山崎-新宮駅、山崎- ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km	294日	8,232回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬 丸	龍野西 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km	294日	7,875回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km	294日	6,468回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区 域	新宮 駅	往 復 km	293日	12,892回		①	播磨新宮駅で地域間幹線 系統山崎-新宮駅、山崎- ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km	293日	8,204回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬 丸	龍野西 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km	293日	7,848回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km	293日	6,446回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区 域	新宮 駅	往 復 km km	293日	12,892回		①	播磨新宮駅で地域間幹線 系統山崎-新宮駅、山崎- ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km km	293日	8,204回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬 丸	龍野西 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km km	293日	7,848回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川 区域	龍野 橋東 詰	往 復 km km	293日	6,446回		①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野-姫 路駅、山崎-ダイセル線 に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	たつの市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	64,997
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
たつの市地域公共交通網形成計画	平成29年3月24日	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

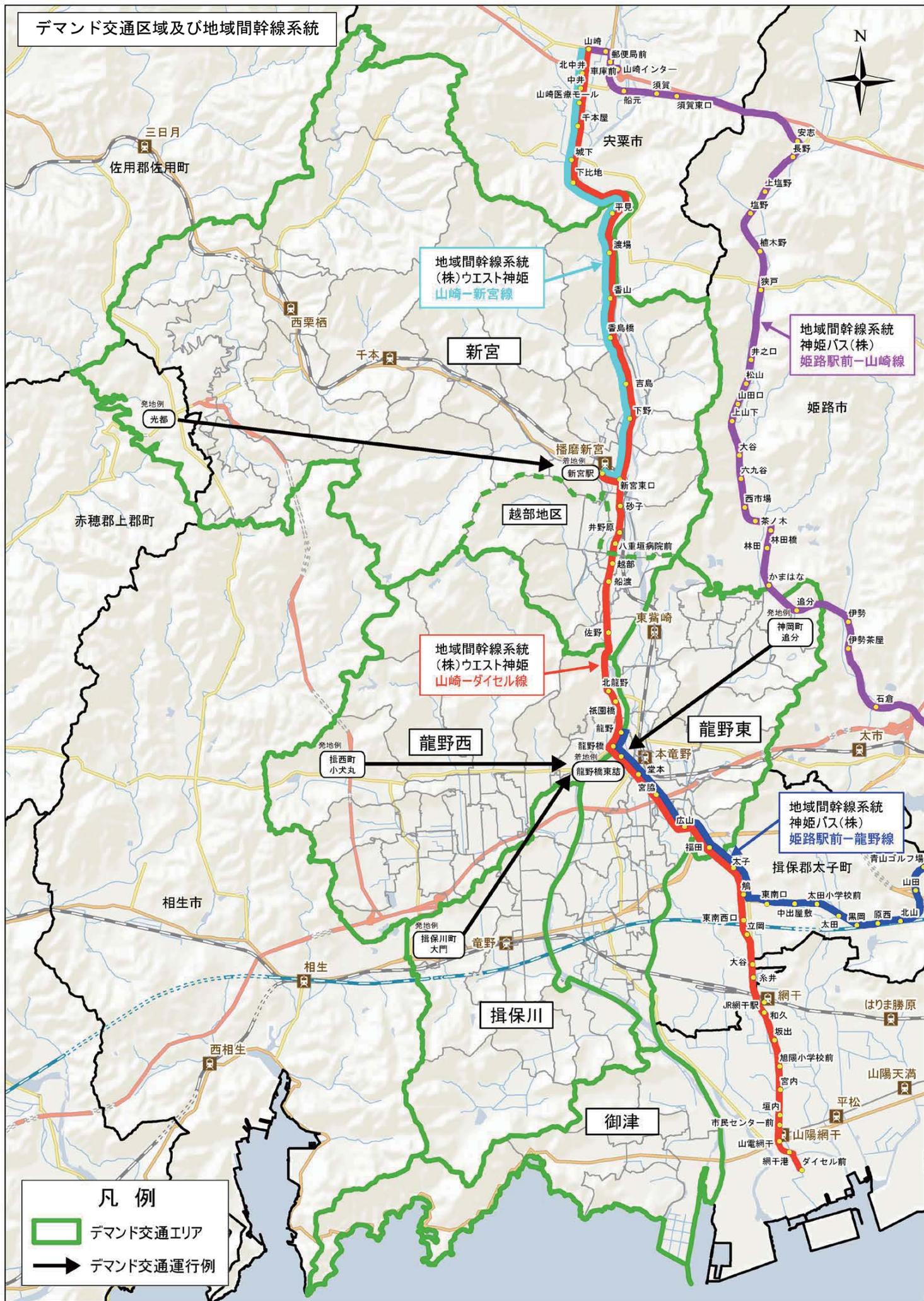
協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



平成27年国勢調査 人口集中地区（たつの市）



佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録に係る承認について

みだしの件につきまして、佐用町地域公共交通会議から下記のとおり審議依頼がありました。

佐用町が道路運送法に基づき、神戸運輸監理部に届出・登録を行い、平成24年4月1日から自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）として、本市の一部を跨いで運行している佐用町コミュニティバスについて、登録有効期間の延長更新を行うに当たり、本市地域公共交通会議の承認が必要となるものです。

なお、今回は登録の更新について承認を求めるものであり、運行内容が変更になったものではありません。

佐 企 第 2 8 号
令和2年4月27日

たつの市地域公共交通会議
会長 満田 邦弘 様

佐用町地域公共交通会議会長
佐用町長 庵 途 典 章



佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の
更新登録に係る審議依頼について

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は地域公共交通の維持・確保に格別のご理解とご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて佐用町では、道路運送法に基づき、神戸運輸監理部に届出・登録を行い、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）によるコミュニティバスを運行しております。平成24年4月1日からは、播磨科学公園都市への通院・通学等を主な目的とした標記の『三日月～播磨科学公園都市線』を創設し、貴市並びに上郡町地域公共交通会議の承認のもと、運行しているところです。

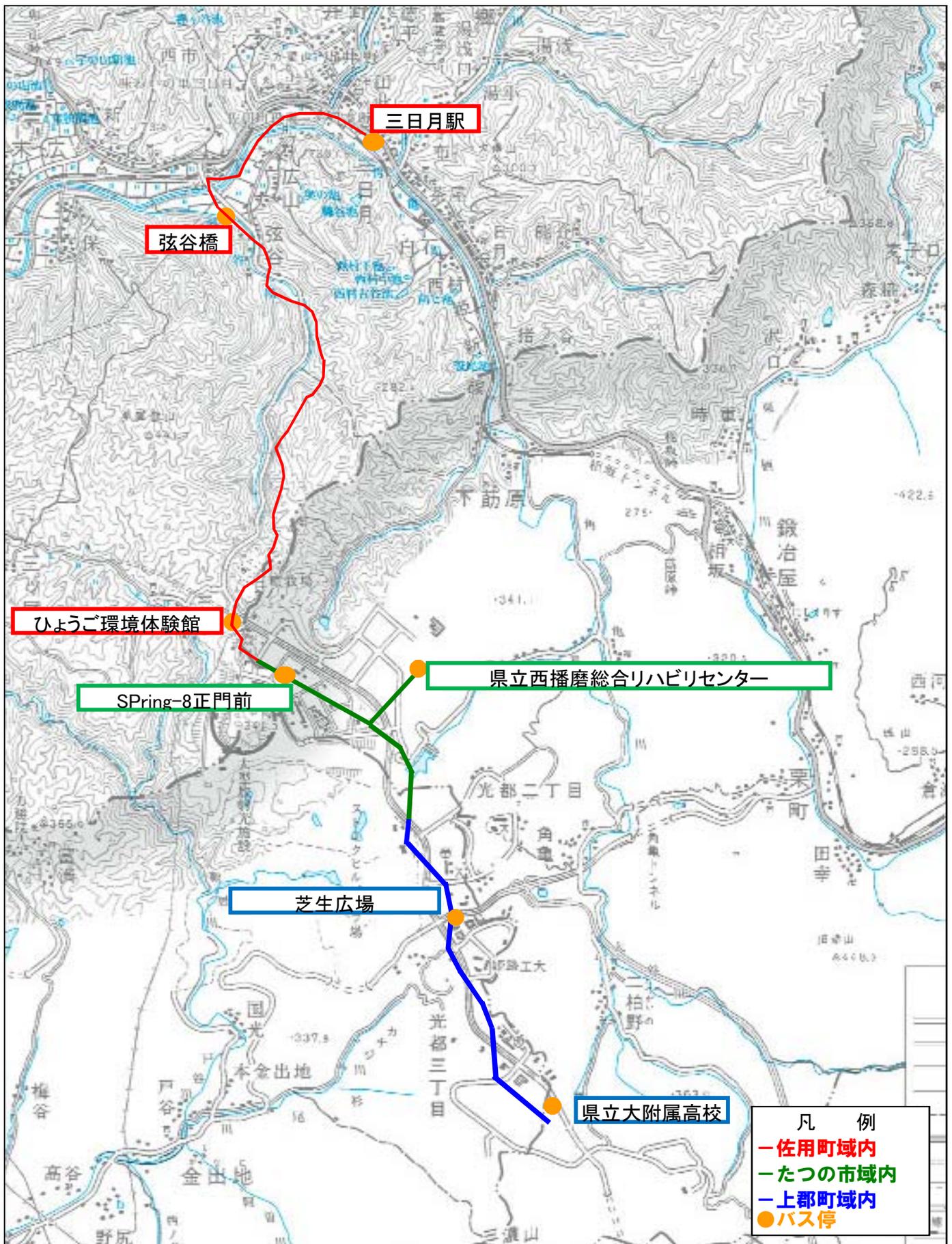
その運行に係る神戸運輸監理部への登録有効期間が本年10月末日となっており、今後も継続して運行するために、有効期間を延長するための更新登録を行う必要があり、その際、貴市域を跨る路線であるため、貴市の地域公共交通会議の承認が必要となります。

つきましては、播磨科学公園都市へのアクセス利便性の維持・確保のため、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 系 統 : JR姫新線三日月駅～兵庫県立大学附属高校（詳細は別紙のとおり）
2. キ ロ 程 : 片道12.1キロ
3. 便数・ダイヤ : 1日6便 土日、祝日運休（詳細は別紙のとおり）
4. 使用車両 : 町公用車
5. 運 賃 : 1回乗車：中学生以上200円、小学生100円、小学生未満無料、
通学定期（中学生以上の生徒・学生）1か月6,000円
6. そ の 他 : (1)旅客の範囲は、平成29年4月3日より佐用町民以外のかたもご利用可能
(2)運行に係る貴市の費用負担はありません。
(3)既存バス事業者と競合する路線部分については、運行開始以前に協議を整えておりますので、申し添えます。

コミュニティバス佐用 三日月播磨科学公園都市線 路線図



コミュニティバス佐用 三日月播磨科学公園都市線 時刻表

バス停	播磨科学公園都市行き		
●三日月駅	7:15	8:23	13:20
●弦谷橋	7:18	8:26	13:23
●ひょうご 環境体験館	7:23	8:31	13:28
●SPring-8前	7:24	8:32	13:29
●西播磨総合 リハビリセンター	7:26	8:34	13:31
●芝生広場	7:29	8:37	13:34
●県立大 附属高校	7:33	8:41	13:38

バス停	三日月駅行き		
●県立大 附属高校	13:40	16:50	18:40
●芝生広場	13:44	16:54	18:44
●西播磨総合 リハビリセンター	13:47	16:57	18:47
●SPring-8前	13:49	16:59	18:49
●ひょうご 環境体験館	13:50	17:00	18:50
●弦谷橋	13:55	17:05	18:55
●三日月駅	13:58	17:08	18:58

<運賃> 中学生以上200円(小学生100円) チケットは役場・支所・出張所で販売しています。
 ※どなたでも、券を購入し、ご利用いただけます。
 通学定期 6,000円/1か月 12,000円/2か月 18,000円/3か月 24,000円/4か月
 ※通学定期は、中学生以上の生徒・学生が対象です。
 ※土日祝日、年末年始は運休します。

超小型モビリティの実証実験について

J R本竜野駅前において次世代の交通機関として期待される超小型電気自動車のレンタル事業を実証実験として実施し、観光客の重伝建地区への移動手段を構築するとともに高齢者を含む多様な方々の気軽な外出機会の増加を目指します。

実施内容は下記のとおりです。

- 1 実証実験期間 近畿運輸局の認定後6か月を予定
※予定実施期間：令和2年7月～12月の6か月
- 2 導入予定車両 TAJIMA-JIAYUAN（タジマ - ジャイアン）
（2人横乗り電気自動車）
※車両のパンフレットは裏面（P36）のとおりです。
※2人乗り超小型モビリティの公道運行には、運輸局による道路運送車両の保安基準に基づいた認定が必要です。
※運転には普通自動車免許が必要です。
- 3 導入台数 2台
- 4 車両設置場所 J R本竜野駅前ロータリーに設置
※夜間はJ R本竜野駅前西側駐車場に保管
- 5 貸出業務委託先 株式会社ウエスト神姫（予定）
- 6 貸出時間等 実証実験期間中毎日の午前9時30分～午後4時30分
（予定）
- 7 貸出料金 1時間1台1,000円（予定）
- 8 事業費 3,482千円

※事業の詳細を記載したチラシを事業開始前に発行する予定をしておりますので、地域公共交通会議の委員の皆様には発行次第、送付させていただきます。



TAJIMA-JIAYUAN Ultra Lightweight Vehicle

すこし走るのに ちょうどいい

あんまりスピードが出ないから安心ね。

子供のお迎えやお買い物もガソリン代がかからないから経済的だわ。

仲間のところへいつでも行ける。自由なのがいいね。

ひとりの通勤に大きなクルマはもったいない。

小回りが利くからクルマで配達できる範囲が広がりました。

for senior

for mom and kids

for young

for commuting

for delivery

大きさ

長さ	2.545 x 幅	1.29 x 高さ	1.57メートル
車両重量	530 kg		
乗車定員	2名		

●記載の仕様・価格は、2019年3月現在のものです。
より良い製品をお届けするため、仕様・価格は予告なく変更することがあります。

性能

最高速度	45 km/h
一充電走行距離	132 km ^{*1}
定格出力	3.5 kW

*1 平地における一定速度 (30km/h) での値。(社内テストによる実測値)
一充電あたりの走行距離は、走行条件により変化します。

充電

充電方法	家庭用100Vコンセント
充電時間	6-8時間 (100V) ^{*2}
バッテリータイプ	リチウムバッテリー

*2 ご希望に応じて MONSTER BATTERY 急速充電タイプもご利用できます。



株式会社タジマEV
静岡袋井R&Dセンター 〒437-0121 静岡県袋井市宇刈二の谷3-4
TEL: 0538(86)5684 FAX: 0538(86)5584 E-mail: info@tajima-ev.com

TAJIMA-EV.COM

たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認められた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第16条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第19条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第20条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

たつの市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、規約第17条又は第18条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかにたつの市長に報告しなければならない。

(出納員)

第3条 会長は、交通会議の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、たつの市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 会長は、交通会議に属する現金等を、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、たつの市の例により行うものとする。

2 会長又は出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 委託金	1 委託金	1 委託金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費